諏訪中央病院外来医療事務業務委託業務公募型プロポーザル実施要領

記

1.目的

患者サービスの向上、業務の効率化、病院経営の健全化を目的として、豊富な経験と知識をもつ最適な業者を選定する。

2.業務概要

（1）業務名　諏訪中央病院外来医療事務業務委託業務（長期継続）
（2）業務内容　別紙「基本仕様書」による
（3）発注者　組合立諏訪中央病院　組合長　今井　敦
（4）履行期間　令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
（5）令和 9 年度（単年）契約金額（参考）
外来医療事務業務委託　１１９，９００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

3.事業者の選定および業務仕様

本業務は 2（2）のとおりであるが、それらを実施するうえで公募型プロポーザルにより複数の事業者に提案を求め、総合的見知から判断して業務の目的に最も適した者を選定する。

本業務に係る契約は、審査会において審査及び評価を行い、プロポーサル実施業務に最も適した提案者として特定した者（以下、「特定者」という。）と協議の上、当該業務に係る仕様を決定した後、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 6 号の規定による随意契約の方法により、特定者と契約する予定である。

4.参加者の資格に関する事項

企画提案公募に参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であり、以下に掲げる条件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
（2）実施業務の業種における茅野市の入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること。業種は「物品その他-13 その他業務-26 医療事務」とする。
（2）茅野市の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
（3）茅野市暴力団排除条例(平成 24 年茅野市条例第 20 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
（4）破産法(平成 16 年法律第 75 号)による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生又は再生手続きをしていないこと。

5.スケジュール

10 月 30 日（金）	プロポーザル参加者公募開始
10 月 30 日（金）～11 月 6 日（金）	質問受付期間
11 月 11 日（水）	質問回答公表
11 月 13 日（金）17 時	プロポーザル参加申請書提出期限
11 月 25 日（水）17 時	提案書提出期限
11 月 30 日（月）10 時～12 時	提案者プレゼンテーション・ヒアリング審査会
12 月 8 日（火）	審査結果　通知・公表
12 月予定	業務仕様決定、見積書提出
12 月～1 月予定	契約

6.プロポーザル参加申請書に関する事項

⑴提出書類　プロポーザル参加申請書（様式第 2 号）

*別紙誓約書を添付すること。

⑵提出期限　令和 8 年 11 月 13 日(金)　17 時（必着）

⑶提出先

〒3910-8503 長野県茅野市玉川 4300
組合立諏訪中央病院 事務部 医事課
電話：0266-72-1000
電子メール：iji@suwachuo.jp

⑷提出方法　電子メールによるデータ提出

7.質問に関する事項

⑴質問様式 任意様式

⑵受付期限　第 6 項⑵に同じ

⑶提 出 先　第 6 項⑶に同じ

⑷提出方法　電子メール

⑸回答方法　提出された質問及びそれに対する回答は、プロポーザル参加申請書提出者全員に対し電子メールにより回答する。

⑹回答公表　令和 8 年 11 月 11 日（水）

8.提案書に関する事項

⑴提出書類

企画提案書　（会社概要　業務実施体制　組織・運用体制　業務提案　業務見積書）

＊業務見積書は履行前の準備期間における金額は含めないこと

＊業務見積書は 1 年度ごとの年度総額（税抜）で記載すること

⑵提出部数

・紙による提出 13 部（正本 1 部・審査会による選考用 10 部、事務手続き用 1 部）

・電子データ（CD-R 等）

⑶提出期限

令和 8 年 11 月 25 日（水） 17 時

⑷提出先

第 6 項⑶に同じ

9.審査に関する事項

⑴審査方法

別紙「プロポーザル審査要領」による。

⑵審査日時

令和 8 年 11 月 30 日（月） 10 時～

⑶審査場所

諏訪中央病院　会議室

⑷審査結果の公表

ア　特定者への連絡　審査会で特定された後、速やかに電話又は電子メールで連絡する。

イ　審査結果の公表　令和 8 年 12 月 8 日に諏訪中央病院ホームページにより公表する。

⑸審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して 7 日以内に書面(任意様式)により、その理由の説明を求めることができる。なお、電話による問合せには応じない。

⑹その他

ア　審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

イ　業務仕様は、審査会で特定された提案内容について発注者と特定者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。

ウ　上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議する。

10.参加に際しての留意事項

⑴失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア　提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ　公告内容に違反すると認められる場合

⑵著作物や特許権等の扱い

著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第一項第 1 号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他放冷に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

⑶提出書類

ア　提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。

イ　提出された書類は返却しないものとする。

ウ　提案は１参加者につき１案のみの提出とする。

⑷辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出すること。

⑸費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

⑹その他

ア　本プロポーザルは、審査結果及び特定者として決定した者の名前を公表する。

イ　提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。

11.契約について

⑴本契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び茅野市長期継続契約に関する条例（平成 17 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 3 号の規定に基づく長期継続契約とする。

⑵契約期間は「茅野市長期継続契約に関する条例」に準じ令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日とする。また、発注者側が特に認めた場合は、更に 3 年を限度に契約を更新することができる。ただし、この場合の契約金額は、発注者と受注者と協議して定めるものとする。

⑶本契約は、当該契約に係る歳出予算が議会で可決され、予算の執行が可能になったときに効力が生じます。

⑷本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る予算の減額又は不成立があった場合は、発注者は受注者に対し、何らかの補償又は賠償の責めを負うことなく、本契約を解除することができるものとする。

12.問合せ先

〒391-8503 長野県茅野市玉川 4300

組合立諏訪中央病院　事務部　医事課（担当　矢﨑）

電話：0266-72-1000

電子メール：iji@suwachuo.jp